年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回の	あっ	せん	等0	つ概要
----------------	----	-----	----	----	----	-----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所における資格取得日に係る記録を昭和39年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月21日から同年8月1日まで 私は、昭和37年4月にA事業所に本採用となった後、平成8年7月 31日に退職するまでの期間において同社に継続して勤務したにもかか わらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る在籍証明書及び異動歴(退職者情報)、A事業所健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険資格喪失証明書並びに申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和37年4月1日から平成8年7月31日までの期間においてA事業所に継続して勤務し(昭和39年6月21日にA事業所C営業所から同事業所B営業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B営業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年8月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済み であり、保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる 関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、当該期間の うち、平成15年4月については34万円、同年7月から16年5月までの期間については36万円、同年6月については30万円、同年7月については36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該 期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間④に係る標準賞与額の記録については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月1日から19年8月12日まで

- ② 平成15年7月22日
- ③ 平成15年12月19日
- ④ 平成16年12月24日
- ⑤ 平成17年7月29日
- ⑥ 平成17年12月20日
- ⑦ 平成18年7月31日
- ⑧ 平成18年12月25日

A事業所(現在は、B事業所)に勤務していたすべての申立期間について、社会保険庁(当時)の標準報酬月額及び標準賞与額の記録が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低い金額となっている。

調査の上、すべての申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、すべての申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。
- 2 申立期間①のうち、平成15年4月及び同年7月から16年7月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出のあったA事業所が発行した当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から判断すると、当該期間のうち、15年4月については34万円、同年7月から16年5月までの期間については36万円、同年6月については30万円、同年7月については36万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、実際の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い標準報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な金額の納付であったことを認めており、平成16年6月の「厚生年金保険被保険者資格取得届・月額変更届」から確認できる申立人の標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間④については、申立人から提出のあったA事業所が発行した 平成16年12月分の賞与明細書により、その主張する標準賞与額(15万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた ことが認められる。

なお、事業主が、上記訂正後の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、実際の厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額よりも低い額の届出を社会保険事務所に提出し、過少な金額の納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

4 申立期間①のうち、i) 平成 14 年 7 月から 15 年 3 月までの期間、同年 5 月及び同年 6 月、16 年 8 月から 18 年 10 月までの期間並びに同年 12 月から 19 年 7 月までの期間については、申立人から提出のあった給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認

できること、ii) 18 年 11 月については、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立事業所が保管する賃金台帳を確認したところ、申立人の同年 11 月分の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、前述の i) 及び ii) の期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

5 申立期間②、③及び⑤から⑧までについては、当該期間に係る賞与明細書で確認できる賞与額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額が、オンライン記録上の標準賞与額を超えていないことが確認できることから、当該期間について、その主張する標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和32年5月16日に、資格喪失日に係る記録を同年11月15日とし、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②及び③について、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月16日から同年11月15日まで

- ② 昭和30年2月1日から32年5月16日まで
- ③ 昭和32年11月15日から37年8月30日まで

私は、昭和30年2月1日から35年7月9日までの期間において、A事業所に継続して勤務したが、申立期間①について厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②及び③については、平成21年11月に社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険加入記録を照会したところ、両申立期間について、昭和38年7月9日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領もしていないので、 申立期間②及び③について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立期間①当時の役員及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①において、申立事業所に継続して勤

務していたことが推認できる。

また、前述の役員は、「従業員については、入社後すぐに厚生年金保険の加入手続をしていた。申立人は、申立期間①も厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる給与事務担当者も、「私が在籍している期間において、厚生年金保険に加入させていない者はいなかったと思う。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同様に住み込みで勤務していたとする複数の同僚については、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年4月の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されてい ないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難い ことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得 の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間 ①に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の 告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又 は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるとともに、申立期間②及び③の脱退手当金は、昭和38年7月9日に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱 退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は 申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めること はできない。

徳島国民年金 事案537

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から63年3月までの期間及び平成元年4月から2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から63年3月まで

② 平成元年4月から2年12月まで

国民年金に加入している期間については、すべての期間において国民年金保険料を納付したと思っていたが、昭和59年7月から63年3月までの期間と、平成元年4月から2年12月までの期間が未納とされている。

保険料を納付できないときは、免除申請を行ったと思うので、調査の 上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「主に元妻が、私の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、戸籍謄本等において、申立人と元妻が夫婦であったことが確認できるのは、申立期間①のうち昭和59年7月から61年10月までの期間であり、申立人の元妻は、「申立人の国民年金保険料納付についての記憶は無い。」と供述している上、オンライン記録において、申立人の元妻も、申立期間①のうちの婚姻期間の記録が未納となっているなど、申立期間①に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②については、申立人からA市区町村に対して、平成3年1月22日付けで、国民年金保険料についてB金融機関を通じて納付する旨の「国民年金の納付委託依頼書」が提出され、申立期間②直後の3年1月以降の保険料の納付が開始されていることが確認できるとともに、オンライン記録及びA市区町村役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間②の国民年金保険料はいずれも未納と記録されているなど、事務処理等に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②に係る免除申請を行う場合、計6回の申請手続が必要となるが、申立人は、「当時は、電話や口頭で役場が免除手続を行ってくれていたため、申請書類に記入したり、提出した覚えは無い。」と供述しているところ、A市区町村は、「免除申請には、申請書類の提出が必要であり、電話や口頭による希望聴取のみで受け付けることはできなかったと思われる。」と回答するなど、申立期間①及び②に係る国民年金保険料が免除されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月14日から37年11月20日まで 私のA事業所における厚生年金保険加入期間が、脱退手当金を受給し た記録となっているが、私は脱退手当金を請求した覚えは無く、結婚し てからは家業が忙しく、出産前であったので脱退手当金を受け取りに出 かけられるような状況ではなかった。

納得がいかないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が示されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給金額(2万653円)に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和38年7月11日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、昭和38年7月に申立期間に係る脱退手当金の支給がなされているところ、申立人は、「昭和38年7月又は同年8月ころ、社会保険事務所(当時)から手続に来るようにとの趣旨の封書を受け取った。」と供述している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、脱退手当金の受給要件を満たし、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年11月の前後3年以内に資格喪失した者11人のうち9人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも7か月以内に支給されていることが確認できるとともに、うち2人については、「私自身、脱退手当金を受給している。退職時に脱退手当金の説明を事業所側から受けた記憶があるが、自ら脱退手当金の請求手続を行った記憶は無い。」と供述していることなどから、申立人についても、事業主による脱退手当金

の代理請求が行われた可能性がうかがえる。

加えて、申立人から聴取しても「昭和38年当時、出産を控えて外出できるような状況ではなく、自身で社会保険事務所へ手続に行った記憶がない。」という供述の他に、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月から同年3月まで

私は、申立期間において、A事業所(現在は、B事業所)で勤務していた。当時、同社の近くに所在していた病院で治療を受け、その時に健康保険被保険者証を使用した記憶があるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入社経緯等に係る具体的な供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる9人から供述が得られたが、申立人について記憶している者はいない上、B事業所においては、当時の人事記録等の関連資料は保管されておらず、申立人の申立事業所における雇用形態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料及び供述が得られない。

また、前述の複数の同僚は、「当時、A事業所では、従業員の雇用形態等に応じて厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険に加入していない者もいたと思う。」と供述している上、うち一人は、「私自身、入社当初の2年間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、

申立期間を含む昭和34年4月1日から36年9月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月20日から同年12月28日まで 申立期間について、A事業所が所有するB丸に乗り込んで勤務してい たが、船員保険の被保険者記録が無く納得できない。

申立期間について、船員保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記載、事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、A事業所が所有するB丸に雇入れされていたことは推認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿において、A事業所が船員保険の適用事業所に該当したのは昭和40年2月10日であり、申立期間のうち、同年1月20日から同年2月10日までの期間については、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が同僚として供述する複数の者はいずれも、申立事業所が船員保険の適用事業所に該当した昭和40年2月10日において船員保険被保険者資格を取得しており、同年1月20日から同年2月10日までの期間における船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人が所持する船員手帳によると、申立期間当時、申立人が乗り込んでいたB丸に申立人の父親が船長として乗り込んでいたことが確認できるが、前述の被保険者名簿において、申立人の父親の氏名等は確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では必ずしもすべての乗組員を船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間を含む昭和40年2月10

日から45年2月2日までに船員保険被保険者の資格を取得した者の中に、 申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

また、申立事業所に係る登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人及びC氏が共同で代表取締役であったことが確認できるところ、申立人及びC氏は、「当時、船員保険料は、船主、事業主が負担することが慣例化していたため、船員の給与から、船員保険料の控除は行っていなかった。」と供述しているものの、船舶所有者名簿において、申立事業所は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関連資料等も保管されておらず、当該供述について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人が国民年金の被保険者として 申立期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、船員手帳に申立期間において雇入れされた記録があるので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張しているが、国土交通省海事局は、「『船員保険未加入者に対する対応について』(平成16年12月8日付け国土交通省海事局船員労働環境課長通知)により、平成17年1月4日以降は船員の雇入契約の公認手続時に船員保険の加入についても確認しているが、申立期間当時は、船員保険の加入は公認手続の必須条件ではなく、同保険の加入状況は確認していなかった」と回答していることから判断すると、船員手帳の雇入れ及び雇止めの記録をもって船員保険の加入を推認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、適用事業所名簿において、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認でき、申立人、申立人の父親、前述のC氏及び経理担当者について、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。